日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版> 「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人花園学園
②設置大学名称	花園大学
③担当部署	総務部総務課
④問合せ先	075-823-0578 soumu@hanazono.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和 7年 9月 10日
⑥点検結果の公表日	令和 7年 9月 30日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.hanazono.ac.jp/about/disclose.html
⑧本協会による公表	●承諾する ○否認する

【備考欄】

様式I

I-I.「基本原則」及び「原則」の遵守(実施)状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則1 自主性・自律性の確保(特色ある運営)	0
原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	0
原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	0
基本原則2 公共性・社会性の確保(社会貢献)	\circ
原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元	0
原則2-2 多様性への対応	0
基本原則3 安定性・継続性の確保(学校法人運営の基本)	\circ
原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	0
原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-4 危機管理体制の確立	0
基本原則4 透明性・信頼性の確保(情報公開)	\circ
原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開	0

Ⅰ-Ⅱ. 遵守(実施)していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ-Ⅲ. 遵守(実施)していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ-I.「原則」の遵守(実施)状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1 — 1 ①	説明
建学の精神等の基本理	建学の精神等の基本理念及び教育目的は、本学ホー
念及び教育目的の明示	ムページにて、学生をはじめ、広く社会に公表してい
	る。
<u>実施項目1-1②</u>	 説明
「卒業認定・学位授与	学修ガイドブックやカリキュラムマップ、ナンバリ
の方針」、「教育課程編	ング等で、学びの道筋を示している。また、毎年全て
成・実施の方針」及び	の学科・課程のカリキュラムについて見直しを行って
「入学者受入れの方	おり、教育の質の向上に資するよう努めている。
針」の実質化	
実施項目1-1③	説明
教学組織の権限と役割	建学の精神を体現する象徴として総長を置くととも
の明確化	に、大学の運営及び大学の教学に関する事項を、学長
	の命により協議し、学長の決定に従い、これを執行す
	るために、執行部を構成することを業務規程に定めて
	いる。
	また、学則で連合教授会を置くことを定め、連合教
	授会は、学長が決定を行うに当たり、教育研究に関す
	る重要な事項等について、意見を聴く場となってい
	る。
	他に、業務規程で学部長が学長を補佐することを定
	めている。以上のように教学組織の役割と権限を明確
	にしている。
実施項目1-1④	説明
教職協働体制の確保	教育研究活動を組織的かつ効果的に管理・運営する
	ため、各種委員会規程が整備されている。その委員会
	には事務職員も構成員となり、教員と共に教育研究活
	動の組織的かつ効果的な管理・運営に努めている。ま
	た、多様な学生の支援のため、教職員が連携する体制
	を確保している。
実施項目1-1⑤	説明
教職員の資質向上に係	FD・SDに係る基本方針・年次計画を策定し、教
る取組みの基本方針・	職員の資質向上に向けた研修を実施している。
年次計画の策定及び推	
進	

原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目1-2①	説明
中期的な計画の策定方	全ての学科・課程、事務部門の意見を聴取し、具体

針の明確化及び具体性	性のある5年間の中期的な計画を立案し、理事会での審
のある計画の策定	議を経て策定している。
実施項目1-2②	説明
計画実現のための進捗	計画実現のため、中期的な計画を基に毎年度、事業
管理	計画を策定し、理事会に報告している。また、進捗管
	理のため事業報告書を作成し、理事会に報告してい
	る。

原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目2-1①	説明
社会の要請に応える人	建学の精神に基づく人材の育成を行うとともに、地
材の育成	域の多様な社会人を受け入れるため、社会人を対象と
	した入学試験制度の実施や奨学金制度の創設、科目等
	履修生の受入れなどを行い、学び直しの機会を提供し
	ている。
実施項目2-1②	説明
社会貢献・地域連携の	14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 1
社云貝臥・地域建携の	地域連携教育センターを中心に、公開講座の開講等
社会員職・地域建務の 推進	地域連携教育センターを中心に、公開講座の開講等を通じて、地域連携を推進している。
	を通じて、地域連携を推進している。

原則2-2 多様性への対応

実施項目2-2①	説明
多様性を受容する体制	クラス担任制度を設け、教員による学生面談を通じ
の充実	て、卒業までのサポートを行っている。また、学生相
	談支援室を設置し、支援が必要な多様な学生へのサポ
	ート体制を確立している。
実施項目2-2②	説明
役員等への女性登用の	理事・監事・評議員の構成員に、女性を登用してい
配慮	る。

原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-1①	説明
理事の人材確保方針の	理事の資格及び構成、理事長、学園長、常務理事の
明確化及び選任過程の	職務を「寄附行為」に規定し明確にしている。
透明性の確保	理事選任のため、理事選任機関を「寄附行為」に定
	め、選任過程においては、評議員会の意見を十分に参
	酌した上で適切に選任している。
実施項目3-1②	説明

理事会運営の透明性の	理事会は、定期的に開催するほか、必要に応じて臨
確保及び評議員会との	時に開催することとしており、「法令」及び「寄附行
協働体制の確立	為」により、必要な事項については、評議員会の意見
	を聴いた上で、業務執行上の重要事項を審議、決定し
	ている。
	理事会の運営に関することは「寄付行為」と「寄付
	行為施行規則」に、評議員会の運営に関することは
	「寄附行為」に、さらに常務理事会の運営に関するこ
	とは「寄附行為施行規則」に規定し、適切に理事会、
	評議員会及び常務理事会を運営している。
	理事会と評議員会で決議が異なる場合には、さらに
	審議を尽くすために再度評議員会を招集し、全ての理
	事が出席して必要な説明を行い、評議員会は理事の説
	明を十分に尊重し、再度決議を行うこととしている。
実施項目3-13	説明
理事への情報提供・研	各役員が過去の理事会議事録や議案を閲覧できる環
修機会の充実	境を整備している。

原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目3-2①	説明
監事及び会計監査人の	監事の選任基準となる資格、職務を「寄附行為」に
選任基準の明確化及び	規定し、監事候補者を理事会で審議し、評議員会の決
選任過程の透明性の確	議により選任している。
保	会計監査人は、選任及び解任並びに再任に関する議
	案の内容を監事が決定し、理事会で候補者を審議し、
	評議員会の決議により選任している。
実施項目3-2②	説明
監事、会計監査人及び	監事による監査を実施するための必要事項を「監事
内部監査室等の連携	監査規程」に定めるほか、監事、会計監査人及び内部
	監査室の連携について「内部監査規程」に定め、情報
	交換等により適切に監査を実施している。
実施項目3-2③	説明
監事への情報提供・研	会計監査人監査の立会い、監事が出席する常務理事
修機会の充実	会等の際に、学園運営状況に関する情報提供に努めて
	いる。

原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-3①	説明
評議員の選任方法や属	評議員会の資格・属性、構成について「寄附行為」
性・構成割合について	に定め明確にしている。
の考え方の明確化及び	評議員選任は属性により選任機関を「寄附行為」に
選任過程の透明性の確	定め、適切に選任している。
保	

実施項目3-3②	説明
評議員会運営の透明性	評議員会の招集や職務、権限について「寄附行為」
の確保及び理事会との	に定め明確にし、適切に運営している。
協働体制の確立	理事会と評議員会で決議が異なる場合には、さらに
	審議を尽くすために再度評議員会を招集し、全ての理
	事が出席して必要な説明を行い、評議員会は理事の説
	明を十分に尊重し、再度決議を行うこととしている。
実施項目3-3③	説明
評議員への情報提供・	評議員会において、理事会における議案・決議概要
研修機会の充実	等を報告している。

原則3-4 危機管理体制の確立

70 00 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
実施項目3-4①	説明
危機管理マニュアルの	学校法人花園学園リスク管理規程を整備し、リスク
整備及び事業継続計画	対応方法を明確にした上で、理事長を最高責任者とす
の策定・活用	るリスク管理体制を構築している。
実施項目3-4②	説明
法令等遵守のための体	役職員の業務・職務の遂行が法令、寄附行為、学園
制整備	規定に適合することを確保するために、学校法人花園
	学園コンプライアンス推進規程を定め、理事長を最高
	責任者とする、コンプライアンス推進委員会を設置
	し、コンプライアンス推進に関する体制を整備してい
	る。

原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目4-1①	説明
情報公開推進のための	学校法人花園学園情報公開規程に基づき、花園学園
方針の策定	のホームページにて、寄付行為・役員等の基本情報
	や、財産目録・貸借対照表等の財政状況を公表してい
	る。
実施項目4-1②	説明
ステークホルダーへの	ホームページにて、建学の精神に関わる講義を公開
理解促進のための公開	し、本学の教育の根幹に係る情報公開を積極的に行う
の工夫	ことで、理解促進に努めている。

Ⅱ-Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明

